



平成28年9月9日

関係団体の長 殿

東京労働局労働基準部健康課長

ストレスチェック制度に係る周知依頼について

平素から、労働衛生行政の運営につきましては、格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者が5割を超える状況にある中、事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図るため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」^{※1}（平成18年3月31日付け健康保持増進のための指針公示第3号）を公表し、事業場におけるメンタルヘルスケアの実施を促進してきたところです。しかし、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が平成18年度以降も増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することがますます重要な課題となっております。

こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）においては、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、「ストレスチェック」といいます。）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度（労働安全衛生法第66条の10に係る事業場における一連の取組全体を指します。）が新たに創設され、平成27年12月1日より施行され、事業者はストレスチェックを本年11月30日までに実施する必要があります。

本制度は、事業者が労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること（一次予防）を主な目的とするものです。

つきましては、貴団体におかれましても、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の周知について、別添のリーフレットを御参照の上、特段の御理解、御協力をいただきたくお願い申し上げます。

※1 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（通称「メンタルヘルス指針」）については、<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-0000101004-3.html>を御参考ください。

問い合わせ先

東京労働局 労働基準部 健康課

〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎13階
電話番号 03-3512-1616
担当者 浅倉・柳